

福祉文教常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成28年10月31日 午前 9時30分 開会 午前11時40分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	二宮加寿子委員長 三澤龍夫副委員長 坂田よう子委員 竹内恵美子委員 関威國委員 清田文雄委員 柴崎茂委員 吉川重雄議長
4 傍聴議員	奥津勝子議員 玉虫志保実議員 片野哲生議員 鈴木京子議員 渡辺順子議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 藤家教育長 岩本教育部長 佐川生涯学習課長 國見郷土資料館館長 北水郷土資料館副主幹 大槻総務課長
6 職務のため 出席した職員	局長 増尾克治 書記 波多野昭雄
7 協議等の事項	(1) 大磯町郷土資料館の新条例の制定等について (2) その他
8 その他	一般傍聴 なし

(午前 9時30分) 開会

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 皆さんおはようございます。

定刻に御参集いただき、御苦労さまです。ただいまの出席委員は7名全員です。

それではこれより、福祉文教常任委員会協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

ただいまのところ一般傍聴の希望はありませんが、希望があった場合これを許可したいと思いますが、御異議ありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 御異議ないものと認めます。

それでは、町側からあいさつをお願いいたします。

○町長【中崎久雄君】 おはようございます。もう10月も、きょうだけとなりまして、明日から11月で、文化祭たけなわであり、各地区で文化祭をやっております。いつも参加いただき、ありがとうございます。

きょうは福文の協議会であります。1件、大磯町の郷土資料館の新条例について、どうぞよろしくをお願いいたします。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 直ちに本日の会議に入ります。

会議次第は、お手元に配付したとおりです。本日は、議題が1件ありますので、よろしくをお願いいたします。

---

#### 議題(1) 大磯町郷土資料館の新条例の制定等について

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 それでは、議題(1)「大磯町郷土資料館の新条例の制定等について」を議題といたします。

送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習課郷土資料館・國見です。

それでは、12月議会で御提案させていただく予定の「大磯町郷土資料館の新条例の制定等について」御説明申し上げます。

大磯町郷土資料館につきましては、大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例に基づき管理を行っております。今後、旧吉田茂邸の開館以降は、旧吉田茂邸を郷土資料館の別館として位置づけまして、郷土資料館と一体的に運営を行うことから、現在の条例を廃

止し、新条例を制定することをいたしたいと思ひます。御説明はお手元の資料の流れに沿ひまして、先に1から3ページの「大磯町郷土資料館条例（案）」についてを御説明いたし、まして、引き続き4ページから8ページの「旧吉田茂邸の運用について」を御説明申し上げたいと思ひます。

それでは資料の1ページをごらんください。

「大磯町郷土資料館条例（案）」でございます。第1条は趣旨についての記載でございます。第2条は設置についての記載でございます。第3条は区分、名称及び位置としております。第4条は職員について、第5条は一般公開日、第6条は開館時間等、第7条は入館制限等です。

2ページに移りまして、第8条につきましては観覧料、第9条は施設の貸出、第10条は損害賠償、第11条は協議会、第12条は委任を記載してございます。

また、3ページが別表でございまして、別表1が本館、別表3が業として行う写真撮影、映画、テレビ等の撮影又は興行を行う際の料金となります。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思ひます。「旧吉田茂邸の運用について」を記載してございます。旧吉田茂邸の開館以降、オープン以降の運用につきましては、平成24年度から25年度にかけまして開催されました旧吉田茂邸利活用検討委員会の提言に基づきまして、後に開催されました大磯町旧吉田茂邸再建検討会議の検討を経まして、具体的な事業の検討を進めているところでございます。

まず初めに、1「管理・運営組織、運営手法」につきましては、四角で囲いました記載の上段の部分は、利活用検討委員会での提言でございます。四角の中の下段の（2）にありますように、運営につきましては当面は町直営といたしますが、4ページ下段の1-2にありますように、直営の期間を経て法人等への運営の移行を想定しているところでございます。

続きまして、おめくりいただいて5ページをごらんください。旧吉田茂邸の研修機能につきましても、四角内にあります利活用検討委員会の提言に基づきまして、その四角下段にありますような方針が出されております。開館以降は5ページ下段にあります、2-2に記載しておりますような内容の研修、6ページ上段の1から3に記載しております研修の実施、試行。また、③にあります研究機関や、企業等への研修の誘致の働きかけなどを考えております。

続きまして、6ページ中段にあります3、吉田茂邸独自のイベント及び利活用案でございます。四角の中にございます提言書には、博物館機能を基本とする中で吉田茂元首相に関する独自イベントが期待されるという御提言をいただいております。

引き続き7ページ、8ページをお開きください。こちらに独自のイベント及び利活用案のうち想定されるものを記載しております。①「学術的分野」では、これは元来、財団法人旧吉田茂国際基金が行ってございました「吉田茂賞」、これを継承した事業を考えております。また、②の「自己啓発分野」、これにつきましては、先に御説明しました6ページ記載の研修、①、②と同内容となります。7ページ③につきましては、「文化・芸術分野」についての活動を想定したものを記載してございます。④につきましては、大学・小・中・高等学校と、または幼稚園、保育園なども視野に入れた教育機関との連携、これを想定されるものを記述してございます。⑤につきましては、企業との連携の可能性などについて想定したものです。⑥は「地方創生として、大磯ブランドの再構築といったもの考えたものでございます。

8ページの⑦、これは外国人旅行者の増加が今後想定されますので、これに対しましての情報発信を想定した内容でございます。

最後の9ページから11ページ、これは参考資料といたしまして、現行の大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例を記載してございます。

概要の御説明は以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 本議題は、12月議会定例会へ提出が予定されておりますので、よろしく願いいたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。

関委員。

○福祉文教常任委員会委員【関 威國君】 はい、関です。

この条例の中で、私が一番気になったのは開館時間。これは本館と別館では時間が違いますね。本館は9時から午後5時まで、別館は9時から4時で、1時間早く繰り上げていますよね。検討委員会でも、この本館と別館は一体運営を進めるというような提言もされています。4時だと、夏季のときはまだ明るくて、やっとな涼しくなったから、これから見学してもいいなという時間帯であります。また、多くの入館者に入ってもらうためには、少しでも入館料を取るためには、開館時間を5時までにすべきだと。本館と合わせる

べきだと私は思うし、これは単に鳴立庵とか藤村邸に合わせた時間帯じゃないかなと。これは必要によって変えるべきだと思います。小田原市のいろんな施設もありますけど、あそこも臨機応変に変えてやっていますよね。小田原城はたしか9時から5時、夏の6月から8月までは、夜、土日祭日かな。夜7時までやっている。臨機応変にお客さんが多く来るときには、多く時間に対応していると。ようするに、利用者のニーズに合わせてやっていると。この時間見ると、あくまで自分たちの都合で決めているなという感じがします。それから吉田邸は、これから研修を充実しようということですよ。研修を充実しようっていうのに午後4時で終わったら、ほんとに十分な研修ができるかどうか。大体研修するにしても、午後1時っていうのはちょっと厳しいんですよ。大体1時半っていうのが多いんですよ。そうすると、一部が1時間、中で20分休憩して、また午後から1時間半やっても、4時半になるんですよ。だから、そういうことを、研修を重々しようということがあったら、利用者の対応ができるような時間帯にすべきだということで、私は、ぜひこれは本館と一体の時間に合わせて、運営していただきたいと思います。

昨日も西小磯の農業センターで鳥獣被害の講習会がありました。1時から4時半までですか。非常に内容の濃かった講習会であって、やっぱりそれなりの内容のある講習会をするとなると、研修をするとなると、それだけの時間をとってやらないと、企業もこういうものを活用して研修しようと思えば、しっかり時間をとって研修会を行うということだと思います。ぜひこれは、私は5時まで本館とあわせて、開会時間はあわせていただきたいと思います。ぜひこれは私の意見です。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○生涯学習課郷土資料館副主幹【北水慶一君】 生涯学習課郷土資料館・北水がお答えいたします。

当初、旧吉田茂邸につきましても、郷土資料館と同じ一体運営ということで午後5時を想定しておりました。実際6月末に、県から引き渡し、引き継ぎを受けまして、いろいろと運営するさなか、まず旧吉田茂邸地区ですけれども、県が管理しておりまして、入口のところが5時で完全閉鎖するようになっております。そういったことから、また、運営にあたり吉田邸を考える中で、閉館後にいろいろとやらないといけない作業がありまして、人が隠れる場所が多いといえますか、たんす、引き棚等がありまして、安全確認が必要に

なります。また、雨戸の開け閉めなどもありまして、いろいろと考えますに、4時に1回閉館して館内を巡回し安全点検を行って、それで5時には完全に旧吉田茂邸地区から退去していただくということを想定しておりまして、閉館時間を4時といたしました。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当、どうぞ。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習課郷土資料館・國見です。

ただいまのお答えに補足させていただきます。来館される方が、邸内を見学して、その後、庭園内を見学されるということも通常想定されます。そうしますと、5時に公園自体が閉まってしまうので、邸内を御見学いただいた後、庭園内を見ていただく時間を確保するというようなことも含めまして4時というような時間を設定させていただきました。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 関委員。

○福祉文教常任委員会委員【関 威國君】 いまの答弁を聞くと、自分たちの都合で決めているなっていう感じを受けます。もしそういうのがあったら最低でも4時半までだったら譲れるかなと思うので、その辺はやっぱり4時っていうのはだれが聞いても早すぎるんじゃないかなと。ほかの小田原市とかをみると臨機応変にやっていますので、自分たちの都合でなくて利用者のニーズにあわせて努力すると。県が言っているからと言って、職員にしたら通用門とかから出られるだろうし、一般の方は5時まで退園してもらおうというふうなことで、その辺はあまり4時ということにこだわらないで、柔軟性を持ってこの時間は変えていただきたいと思います。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 どうですか。

○生涯学習課長【佐川和裕君】 生涯学習課・佐川がお答えいたします。

御承知のように、旧吉田邸はかつて火が出て全焼したという過去がございます。県の管理も、そのあたりを非常に懸念されております。安全確保、それから防犯については徹底していくというふうなお考えもお持ちです。旧吉田邸の管理に関しては、厳重な警戒をしていくということで、県のほうでは公園全体の管理をされております。これについては、機械警備並びに人的な警備をされます。町のほうとしても、建物については機械警備を行ってまいります。二重の管理の中で吉田邸を保護していくというふうな考えで進めているところでございます。

吉田邸、非常に広い範囲になっておりまして、現在、郷土資料館の本館があります三井邸も広いのですが、旧三井邸の跡地のほうはかなり人の出入りが可能なんですが、旧吉田邸地区に関しては基本的に人の出入りができないような管理をしていくというのが大きな基礎になっています。そのためには、建物内、それから、その敷地内、庭園内ですね。庭園内から完全に人が撤退、要するに出ていただく、そういうことを徹底した中で5時に閉園をするという、そういう考え方を示されておりますので、町としても建物から完全に人が出て、かつ庭園の中にいられる方も完全にでていただくような中の時間を考えたときに、30分というのは時間的に厳しいのではないかという考えの中で4時という時間を設定しております。

ただし、これについては日常的な管理ですので、例えばですけれども、もみじのライトアップですとか、あるいは何かイベントとか、そういうときには県と調整をしながら一体となって時間を柔軟に対応していく。当然ライトアップでは非常に人が出ますので、そういうときには館も、例えば臨時開園して開館するとか、そういうような状況の中で調整を図っていくという考えで調整をしているところでございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 関委員。

○福祉文教常任委員会委員【関 威國君】 防犯とか防災とか火災とか、そういうものの管理を徹底するのは当たり前のことで、いまの話だと、できない理由を掲げていたましたが、できるようなことを考えて、開館時間をもっと長く、4時でなくて、もし5時に閉館するのだったら、せめて4時半ぐらいまではやるべきだと私は思います。そういう努力をしていただきたい。理由ばかり掲げるのではなくて、じゃあ4時半まで延ばすにはどうしたらいいか。4時に閉めなきゃならないという自分たちの都合でなくて、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 ただいまのいろいろな資料の説明は、こちらは新条例になるということで、確認ですがよろしいですか。

担当課。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習課郷土資料館・國見です。

御質問のように新条例ということでございます。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 委員会付託ということになりますね。（「そんなの町に聞くんじゃないくて、議会が決めるんだよ」の声あり）

柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 俺なんか改正条例だと思ったよ。なんで改正って書いてないのかと思って、すごく不思議だったよ。どっちよ、これ。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 確認してください。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 なんで俺がしなきゃいけないんだよ。やる前に委員会がやっておくのが当たり前の話しじゃないかそんなもん。冗談言うなよ。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 いいですか。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 いいですかじゃねえよ。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 ですから今、新条例になりますかって確認した。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 変更になるところだけひいてあるんだろこれ。ということは、もとの条例があるってことじゃんかよ。これ、頭のところで大磯町郷土資料館条例じゃなくて、改正ってしなきゃだめだよ、言ってみれば。あるのかないのかだよ、本当に。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 最初に戻りますが、もう一度、新条例とになっていくってことでしょうか。（「なんでこんな間抜けな話なんだよ」の声あり）どうぞ。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習課郷土資料館・國見です。

今回の条例につきましては、現行の大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例の一部改正ということも当初想定いたしました。吉田邸の条例の位置づけ、また観覧料や使用料の項目設定など、旧吉田茂邸にかかわる部分が多くありますことから、全文改正の新条例といたしたものとございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 何言ってんだ。それじゃあ黒塗りのあるところと黒塗りがないところはどういう意味があるのよ、これ。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 黒塗りの部分と網掛けの部分との違いについて説明をお願いいたします。

はい、担当。

○生涯学習課郷土資料館副主幹【北水慶一君】 生涯学習課郷土資料館・北水がお答えいたします。

こちらの「大磯町郷土資料館条例（案）」におきまして、アンダーラインで色塗りがしてあります場所は、主に大きく変わった場所につきまして記しております。

以上です。（「信じがたいよ、よくこんなもんで教育長出してくるな、恥ずかしいと思わないか」の声あり）

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 いまの件、今回は新条例ですけれども、私も記憶の中で、いままでも郷土資料館に関する条例というのはあったはずなので、それが今回どういう形で議会に来るのかなということについては、申しわけないですけど私は正副委員長ではありませんので打ち合わせは全然参加していませんので、どうしてこうなったかということの説明から入らないと委員の皆さんもわかりにくいと思いますので、まずそこのところを。いま委員長が質問しましたけど、しっかりと説明をしていただくことから始まらないとこの委員会が始まらないと思います。

それからもう一つは、「等」という言葉。きょうの委員会はいくまで「等」、要するに新条例「等」になっておりますので、「等」という言葉の意味の深さもあると思うんですね。条例だけでなく、その経過と成り立ちと、吉田邸がオープンするにあたって、この新しく郷土資料館の条例を新条例として持ってこようとした意味がこの「等」の説明の中にしっかりとされた上で、この新条例を持ってくるという意味が深く話せると思います。その辺をわかるように、今回の協議会を開いて議会と行政がしっかりと話し合う、建前というよりも本音、その辺のあたりをしっかりとお話をまずいただきたいと思います。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課、どうぞ。

○教育部長【岩本清嗣君】 教育部長・岩本でございます。

1点目の、今回新条例ということで、手法としましては、郷土資料館の条例に本館である郷土資料館に旧吉田茂邸を位置づけていく条例となりますので、手法としては一部改正でも可能だと思います。

ただ今回については、旧吉田茂邸という大きな、町としても、県としても、国としても、大きな位置づけだと思いますので、改めて新条例でいたしたいと。旗揚げというわけでは

ないんですけども、明確に新しい施設ができるということで、新条例でいきたいということとさせていただきます。

今回の協議会に御相談させていただく新条例制定等ということについては、条例の改正については12月議会に提案させていただきたいと考えています。条例、直接的にはかかわるものもありますけれども、運営について、やはり今後4月オープンを目指していますので、運営についてのお話を当然させていただきたいということで、今回資料としては、4ページ以降にいままで検討を重ねてきました運営についての内容がありますので、そういう意味で新条例等ということで題名としては表現させていただいたものになります。今回の協議会、この案件だけで開いていただきまして、条例だけでなく運営についてもいろんな御意見をいただきたいということで、今回提案させていただいたものでございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 正直言って、新条例であろうが一部改正条例であろうが、どちらにしても本会議場でもむほうは僕はいいと思っていたけど、これだけ多くの人から寄附を集めてきて、最後本当にどこでどうしたらいいかなって。博物館ではないし、それでその場所を貸す。一体貸す時間はどうやって想定しているのさ。企業とかに貸すって。だって、通常的一般の人たちが見学したいと来て、料金だって取っているのに、ここはいま会議で使っていますからだめってやれるか。最初からこのスキームがぬけているんだよ。多くの人に見てくださってやっていて、いまこの部屋会議室で使っていますから、会議していますからって、そんなこと可能だと思うか。その日は全館そこだけだっていうんだったらまだしも、ましてや、会議の人数とかわからないけど、その辺の2、3人のいる会社がわざわざここで会議する必要はないし、大磯だったらどこよって感じだよ、会議するのに。そこの役員が10人来ましたってやっていて、その役員会、こんなところで人が来ているのに話ができると思うか。じゃあ、なんでその部屋だけ見せてくれないんだよって話になるんだよ。そもそも最初からこのスキームが成り立たないのよ、出来上がったときのことを考えたら。だったら休館日と設定している日を会議日とするしかないよ、そんなもの。だれも入ってこないというときを。どうやってこんなところを借りるやつがいるっていうんだ、まともに。じゃあ、大磯町の町長とあれか、副町長と教育長と3人で会議するか、しょっちゅう。人が大勢通るところで。そう考えれば簡単にわかる

話じゃないか。こんなことおぞましくてテレビで言えないよ、俺はほんとに。成立しないようなことを料金とるってやるんだよ。馬鹿馬鹿しくて、いつ言おうかと思ったけど、話にならない。こんなことテレビで言われたらどうなる。本会議場でやる話なんだぞ。わざわざいま言っているんだからな、ありがたいと思えよ、ほんとに。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習郷土資料館・國見です。

部屋の場所貸しにつきましては、条例案で言いますと第5条になります。一般公開日につきましては、通常のお客様はお見えになりますので、そうではない日、休館日に限って貸し出すということを想定しております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 はい、どうぞ。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 失礼いたしました。ちょっと不足がありました。生涯学習郷土資料館・國見です。

まず、条例案に別表として掲げてございますけれども、このうち研修室につきましては、本館、別館とも通常の一般公開日に貸し出しをいたします。これはいままでも郷土資料館において、研修室として貸し出していたのと同じ形態です。別表のその他の施設、別館の全館でありますとか、食堂、和室といった記述がございます。これらにつきましては、一般公開日ではない日に貸し出しをするということを想定したものでございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 いいや、もう話にならない。本会議場でやるしかないっていうの。もう恥かいてもらうしかないよ。休館日も同じメンバー、人数そろえるのか、それじゃあ。休館日に会議をやらせるんだったら、休館日が休館日じゃないじゃんかよ。だれが管理するのよ、その人数も含めて。考えてみればわかるだろう。国立博物館だってどこだって、どんなに広くとっていったって、そんなのそこを会議室で貸す一室があると思うか。要するに最初からのコンセプトが間違っているのよ、ここを何に使うか。博物館だっていうなら、徹底的に吉田茂が生きているときに使っていたような形にするしかねえやな。それでどうぞ御自由にござんくださいと。ここで戦後の国家は動いていたんですよと。そこを会議室に貸しちゃったらどうなるのよ。要するに会議なんていう名目じ

や無理だって。食堂のあったところを、そこで食事だけは提供して使ってもいいですよっていうのが限界だよ。ああ、こうやってみんな会議して弁当食っていたのねみたいなこと言えばさ。吉田邸の食事場所が大勢の人が集まっていたとは思わないけど。けども、これ、最初からそういう形で料金をとろうというのがな、そもそも無理なんだよ。私はそう思います。こんな条例を認めて、これ本会議場でやったら大恥かきもんだよ。結局つくたってだれも使うやつないんだから。ましてや、ほかの人がどう思うのよ。大磯町っておかしなところだねって。

さっき関さんの言われたことだってそうでしょう。そんなの富士山が目の前に行けば見えたり、ここから富士が見えるとか、例えば夏か冬かは別にして、西日が落ちるときはきれいだねとか、きっとそういう考えを味わってもらおうと思ったら、そういう時間まで開館しなきゃいけないやな。ただ、関さんはそうやって一生懸命言われるけど、子育て支援総合センターも5時で終わりだから、教育委員会に時間のこと言ったって無理だよ。そうやって最初からと思えばいいのに、関さんはこのことだけにいこうとするけど、大磯の子育ては9時に始まって5時に終わりなんだもん。何回言ったってそれはなんないじゃん。だから、俺は時間のことは無理だと思う。けども、それだけじゃないよ。もうはっきり言ってぼろぼろだって、こんなの。なんでこんな形になるか、議会に出すような案じゃないよ、本当に。こんなのもう一回、きょうの会議やめにして出直しだよ。そうじゃなかったら本会議場でテレビに映って恥かくだぞ、みんな。一般の人たち入れながら会議できるのかよ。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 議長。

○議長【吉川重雄君】 本会議場でやることについては当然ですけども、でも、これが議案として出たときにはちゃんとやらなければいけないんだから。（「議長、事前審査になっちゃうよ」の声あり）

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 議長。

○議長【吉川重雄君】 そういうことじゃなくて、要はさっき言ったように、話の中で確認したいことがあるわけじゃないですか。条例について、前の条例と今回の新しい条例がこう変わりますよというのは、そういう勉強会とか説明をするのは事前の審査にあたらなと思うんですよ。それは本会議でやるときに議員として知識を持っておいて、それで質問したほうがいいということできょうの協議会があるはずですから、その辺のところ

をもう少し詰めていただいて。新条例だからというのはある面ではありますけれども、逆に言って議会だって審議するには新条例だから委員会に付託という形はありますけれど、委員会で1時間でも2時間でもやってそれで治まりつくるといふようなことを考えると、その前にきちんと、協議会がだめなら自主的な勉強会みたいな形でやってもいいような気がするんですよ。協議会っていうと、ある程度会議の一つの規則みたいなものがあるからちょっと踏み込めないところもありますので、その辺のところをもう一度やり直したほうがいいのかという感じがしますよ。運用について、すごくこれ大事ですよ、はっきり言うと。新条例をつくる当初には、運用というのがすごくかかわってきますから、その運用もしっかりと確認できていないと、議会で条例だけを提案されて、それでオーケーというふうなわけにいきませんよ。その辺のところをもう一度改めて日を設けて、勉強会なりをやるということも一つ案だなという感じを受けますので、御検討をお願いいたします。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 もし、いま議長の言われていることを実現するとすると、各議員にどうですか事前につて聞く話になっちゃうんだよ、これ。そんなことやったら緊張感まるでないし、ほかにもおかしいところあるよ。ここから先は恥かいてもらうしか。俺いつもだったら絶対言わないよ。けども、これだけ寄附を大勢の人から集めて、それでテレビに出たら、考えてみたらそうだよなど。みんなが見ているときに、この部屋は会議しているからだめですよなんて、それ可能か。この部屋はきょう見れませんでしたってそうだし、そばまで来ちゃった一般の拝観者に、やあ何しているんですかみたいなさあ。俺不思議なのは、なんでそういうことが実際に起こってことを想定して、なんでできないのかなと思って、それが不思議よ、ほんとうに。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 質問ということで、担当課、お願いします。（「だから町の3役に会議させろよ、そこでよ」の声あり）

○生涯学習課長【佐川和裕君】 生涯学習課・佐川でございます。

十分に意図、考え方が伝わっていないような形ですので、もう一度説明をさせていただきます。旧吉田邸には研修室というものがございます。地下の部分ですけれども、これについては通常一般公開をしているものではございません。基本的にそこは、いわゆる時間貸しといいますか、通常のほかの公共施設と同じように、会議や研修ですとか、いろんなものに貸出しをする場所でございます。これについては、一般公開の日も関係なく貸し出

しをするという方向でございます。もう一つ、いま一番問題になっているのが、要するにそれ以外の、例えば全館であるとか、あるいは部分貸しですね。例えば食堂であるとか、そういうところを貸し出して利用料をいただくという、そういう条例がこの中に入っております。その部分が、おそらくいま問題になっているんだろうと思います。これについては、やはり一般公開、一般の方々が見学をしている中で、そこだけをつぶして利用していただくのはなかなか難しい問題があります。これは重々承知しております。基本的には、館自体は週1回の休館日を設けておりますので、そこで、基本的に全館になるか、あるいは部分貸しになるか、その利用形態によって貸し出しをしていくという形です。これは、いま休館日が月曜ということで想定しておりますけれども、月曜日はたして、そういう全館貸し出し、借りていただくかという部分もありますけれども、基本的に吉田邸一つだけではなかなかすべてのニーズにこたえることは難しいと思っております。したがって、例えば本館の会議室であるとか、ほかの公共施設であるとか、あるいはさまざまな歴史的な資源がいま発掘されようとしているわけですから、そういうところを利用して、例えばですけども、日曜日にはほかの施設で、例えばイベントをしていただきながら、月曜日に実際にそこで、例えば研修をしていただく。あるいは学会の一部の、例えば発表していただくとか、そういう総体的な利用をしていけば借りていただく方も出てくるのではないかと。そういうものを2年間、ニーズを調査しながら、活用、そして周知をしていって、民間に維持管理をお願いする段階になったら、さらにそこで、どういうニーズがあって、どういう使われ方が一番ふさわしいのか、そういう運営の仕方を想定しているわけでございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 そんなのどっちでもいい。これを見て、この条例で行われるのねって言って、そんな解釈の説明を聞かなきゃいけないようだったら、はっきり言って条例が成立してないよ。

ちょっと別に聞きたいことがあるんだ。本当は本会議場のほうがいいけどな。けども、これがおかしいからよ。例えば、3ページのところに載っている別表3だ。「業として行う写真撮影」。これは何となくわかるわ。この下だ。「業として行う映画」。まあ、そうだろうな、映画は業として行うな。「テレビ等の撮影」についてはって。報道だって、スポンサーがついてやっているんだから、新聞だって報道としてやるっていったって、株式会社で報

道しなかったら記事になんないから言っているんだぞ。これ「テレビ等の」って、おそらく新聞等も入れているんだろうと思うけど、写真にとって載せるじゃんか。だから、ここはこういう書き方ってまずいよ。テレビとか新聞がきても業として行っているんだぞ、彼らは仕事として。それで給料をとっているんだぞ。だから、報道か報道じゃないかを分ければいいんだよ。業か業じゃないかじゃないって。報道として、民間の報道機関にやってもらうのに、彼らはそれで飯食っているんだよ、スポンサーついて。わかんないか、そんなこと簡単に。報道だったら、ただでやってもらうしかないじゃないかよ、できたって言って。宣伝してもらうのに業だってよ。そんなもん、いい大人だぞ、ほんとに。よそのがどうかこうとかの問題じゃないけど。吉田邸を多くの人に寄附してもらって、報道としてああそうだねって見て、目にふれることになるんだったらしょうがないじゃんか。それだれが来たって業だぞ。報道だってなんだって。全部スポンサーついてるんだよ。これだって正確に言えばそうじゃんか。これ違反じゃないのって言えば違反だよ。業として行っって書いてあるんだから。法律は難しいぞ、本当に。そのとおりにちゃんとやったら、大丈夫なものも大丈夫じゃない。俺たちの想定ではたしかにテレビがきて、それが物語かドラマで使われるんだったら、金くださいねって話になるだろうと思っているけど、そんなこと一つも書いてないもん。これじゃだれも来ないよ。これ多くの人から寄附で、まさにあれだよ。税金のように強制的に徴収したお金じゃなくて、善意で成り立っている部分があるんだから、あくまでも善意でこちらも対応するという形にしないと、全体を。こうやってお金とります、お金とりますはいいけど、なんか大きな問題が必ず出てくるぞ、こんなつたない条例のつくり方していると。まあいいや、答えはいいよ。だってもうわかりきっている話だよ。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。はい、どうぞ。

○生涯学習課郷土資料館副主幹【北水慶一君】 生涯学習課郷土資料館・北水がお答えいたします。

先ほどの報道関係、マスコミ関係ですけれども、旧吉田茂邸をPRしていただくような内容につきましては、減免措置を考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 はい、じゃもう一度、柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 それじゃこの中に入れ込んでおかなきゃいけ

ないじゃんか。だから特別だって。じゃあ総理が来たり、麻生さんが来たりしたときは、受け付ける料金とるやつが決めるのかよ。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 柴崎委員、もう一度。いいですか。

では、清田委員。

○福祉文教常任委員会委員【清田文雄君】 いま柴崎委員の意見みたいに、だれが借りるのかって言って、要は実際、この施設を研修室ですか、借りるとなると、この貸し出しの規定というものがないように思うんですね。条例案のどこでそれが読みとれるんでしょうか。貸し出しの規定ですね。いざ実際借りるとしたら。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 はい、担当。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習課郷土資料館・國見です。

条例の運用に際しての詳細につきましては、この条例の施行規則で規定するということになっています。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 これまずいぞ、ほんとに。むこうの提案を、だってこれじゃあ否決されそうだからって手直しされたら、会議成立しないよ。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 たしかに新条例提案ってこともいまちょっと、まだ議運もおっていないので、何で言うのかなと私は思っているんですが、でも前提としてそういうことが予測される中でのことで、あまり本条例に踏込むことがというお話なので、あえて私は運用のほう、「等」という意味をとって、きょうの協議会の「等」のほうの、運用の件についてお聞きさせていただきながら全体像を見て質問させていただきます。

一問一答方式ですので、1点まず聞かせていただきます。本日、運用に関して、運用のための最終的には民間にということ、あたかも、先の、オープンしてから数年間は試行的な運用なんです。町がやる運用は試行的で、それから本格的にあたってはしっかりとやるんですよというようなことが、運用を読んでいるときに、すごくなていうのでしょうか、私としては、最初からしっかりとやらなくていいのかという気持ちになりました。

4ページの運用についての1-2「運用主体の移行計画」です。町はその辺どのように

考えて、もう最初から直営でいくのだったら、直営の方針を立てればよかったのではないかと思うんですけども、この最初の、なんか数年間の試行的なものというのは一体何の意味を持ってこれが必要であるとしているのでしょうか。そして、あえて申しますけれども、この中で一番心配しているのは、収支計画なんです。これは関委員の先般の一般質問でも出ておりました。収支計画は策定中であると、町は関委員の「吉田邸の再建、赤字運営を危惧する」という質問に対して、収支計画は策定中である、つまり収支計画がなくて、運用がどうであるかっていうことを踏み込んで精査した中で、次の段階にくると思うんですけど、きょうはその辺についてのお話、まったく先ほどからお話がございます。そのあたりを含めていかがでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 どうぞ、担当課。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習郷土資料館・國見です。

まず初めに4ページの1-2「運営主体の移行計画」。これは吉田邸の利活用検討委員会におきまして、まず1つは、当面直営でという方針で、将来的に社会情勢を鑑みながら民間活力を導入するというような御提言をいただき方針を打ち出しております。それに基づきまして、町直営のものをオープンからは行う。そして、ここに示しておりますのは、2年間試行で3年目という目途を示したものでございますが、法人等の運営について考えていくというものでございます。次に収支計画につきましては、維持管理経費。現在想定しておるのが1,200万程度ではないかというような試算をしております、これは収入により確保する。ただしこれは人件費については除いておりますので、人件費も含めて収入が確保できるように努めていくというようなことを考えております。吉田邸単独の収支ということだけではなくて、町全体の収益につながるように各機関等と連携していきたくいうふうに考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 この検討委員会や検討会議等の中で、当面は町直営で、その後、法人と民間へ民間移行という方針が出ているということなのですが、きょう資料として、その一部は確かにここに書いてあるのですが、私は申しわけないんですけど、この検討委員会等も、両方の委員会、かなり傍聴していますので方針のときの流れというのは記憶にございます。しかし、やはりそれが時系列でこうい

った流れを、この今回、吉田邸及び郷土資料館ですよね。全体的なオープンにあたっては、  
どういう時系列でその流れでこうなってきたかっていうことは、こういう機会を使って、  
きょうほんとに正に「等」で時間がある中で説明するには、この時系列、どういう経過で  
ここまできているのかっていうことの必要性もあるのではないかと考えております。どう  
いう流れの中で、今回、町が、最終的には民間の会議が二つくらい大きな会議がありまし  
た。ですが、そのところを総括して、最終的に町が政策決定して、この運用計画という  
ことで出てくるんだと思います。その辺しっかりと時系列にもう少し説明をしていただか  
なければ、町が何のためにこの2年が必要なのかということが理解できないというか、は  
っきりと明確に、いまの答弁でわからないので、お願いいたします。

それから、いま、人件費等の経費の話が言われましたけれども、関委員は一般質問でし  
ているんですよ。大磯町議会が一般質問で収支計画の質問をして、その際には新条例を出  
すときにはしっかりと収支計画を策定して、そこを示しますよというような答弁の中で、  
この9月議会はそこを、変な話ですけど要望というのでしょうか。じゃあしっかりやって  
くれよねという、関委員の質問でしめていると思います。それに対して、いまのおっしゃ  
った数字っていうのには、維持管理経費が1,200だとか、そういった話っていうのはこの間  
の時点でもうそのくらいの話しは出ているんですよ。そうじゃなくて、しっかりとどうな  
のかっていうことの数字の表みたいなものを出すのが、それが収支計画を議会に示すとい  
う、提出するという意味なのではないかと思えます。それは、どうしてきょう用意されて  
なかったのでしょうか。また、できるのであれば、速やかに提出していただきたい。これ  
は委員長のほうですけど、お願いいたします。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 はい、担当課。

○生涯学習課長【佐川和裕君】 生涯学習課・佐川でございます。

どういう流れの中で、いわゆる民間へ移行していくかという経過のお話をさせていただ  
きたいと思えます。

まず、利活用検討委員会の中で、やはりこういう博物館、あるいは博物館にかかわるよ  
うな施設を、どう今後運営維持していくか、当然ですけども維持管理費も大変かかるわ  
けですから、そういう話の中でいくつかの先進事例を見せていただきに視察をしたとい  
うこともございました。例えば熱海ですとか、あるいは御殿場に同様の施設がございました。  
一つ注意しなければいけないのは、旧吉田邸についてはここで初めて新たに新しい施設と

して初めてつくられるということです。例えばほかの市町村の中で同じような事例を見た中で、例えば、その施設自体はそのままあったけれども、途中で、例えば民間のほうに移行していくという事例はかなりあります。そういう中では、やはりその前段のもともとあった建物についてどういう使われ方をして、どういうニーズがあって、どういうところが課題があるかというのが既に検証されていて、それで民間に委託していくというのが非常にお話を伺っていく中ではありました。今回、旧吉田邸については、様々な想定はしておりますけども、実際にこれが開館したときにどうなるのかというのは正直言ってわからないところはたくさんあります。したがって、最初に直営で、そして社会情勢を見ながら、将来的に民間に移行していくというのは、検討委員会の中で示されたというのは、ある意味では当然だろうと思います。最初にどういう内容でどういう人たちが来るのか、実際にどういうニーズがあるのかというのは、実際に開けてみなければわからないところがあります。だからといって、最初の直営がいいかげんな気持ちでやるわけではなくて、助走期間は次につながる一番大切なところですので、決してそれは軽視しているわけではなくて、直営だからいろいろなことを試すことができる期間だろうと思います。そういう意味で、この最初の、数年間のこの助走期間、直営でいろいろなことを試して、そして多くの人に吉田邸の使い方を、使い勝手を示していく、そういう部分が大切だろうと思っておりますので、まずしっかりと、直営だからいいかげんにではなくて、それはしっかりとやっていくという、そういう考え方を持っています。

以上です。（「収支計画はどっちだよ」の声あり）

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 はい、担当。

○生涯学習課長【佐川和裕君】 生涯学習課・佐川でございます。

御指摘の収支計画については、資料をお示ししたいと思っております。概算を出しておりますので、その資料についてはございます。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 いま手元にはないってことですよね。

○生涯学習課長【佐川和裕君】 単年度の収支計画については、数字が出ておりますのでお示しすることは可能です。（「単年度」の声あり）

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 それは配布可能ですか。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 中期的なところは出ないんですか。

（「2年間試行やるのなら、2年間の収支計画は出ているんだろうな、何が単年度だよ、そ

ういうところはきちっと確認しろよ」の声あり)

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 資料の配布をしていただくことを要望しますので、一たんここで休憩をはさみたいと思います。

再開は10時45分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(午前 10時25分) 休憩

---

(午前 10時45分) 再開

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 休憩を閉じて、再開いたします。

資料の説明をお願いします。どうぞ。

○生涯学習課郷土資料館副主幹【北水慶一君】 生涯学習課郷土資料館・北水が説明をいたします。

いまお配りいたしましたのが、旧吉田茂邸の運営積算費の表になります。こちらの表で、上の収入から説明をいたします。収入につきましては、入館料、施設使用料、刊行物の売上代、吉田茂グッズの売上代を考えております。

入館料につきましては、大人が500円、団体の大人が450円、中学生・高校生が200円、団体の中学生・高校生が150円と考えております。人数としましては、大人の想定が全体で3万人です。そのうちの50%が大人個人の500円という形になっております。1万5,000人です。続いて、大人の団体ですけれども、3万人のうちの20%、6,000人を想定しております。続いて、中学生・高校生の個人です。こちらは、3万人の入館者のうち3.3%、1,000人を想定しております。続いて、中学生・高校生の団体は、3万人のうちの10%、3,000人を想定しております。なお、小学生の個人・団体は料金を徴収せずに3万人のうちの15%、4,500人を想定しております。それと入館者で、障がい者と介護者ですけれども、3万人の入館者数のうち1.7%の500人を想定しております。そのほかの施設使用料が、先ほど条例のところでお説明しましたように、全館貸し出し、また部分貸し出しなどを考えておきまして、1月当たり3万円の収入を考えております。それが12カ月になります。刊行物の売り上げについては、吉田茂をテーマにした展示の図録の販売を考えておきまして、1冊500円が1年当たり500冊販売されるのではないかと考えております。それと、吉田茂グッズの売り上げ代ですけれども、クリアファイルを現在作成中ございまして、こちらの販売を考えております。1年間に500枚売り上げを想定しております。収入の部でございますと、1,156万

円トータルとなります。支出の部ですけれども、細かい説明は省略させていただきますけれども、消耗品であるとか印刷製本費、光熱水費、施設運営にあたっての各種委託、複写機、監視カメラ、シュレッダー、AEDなどの物品の借り上げというふうになります。こちらにつきましても合わせて1,156万円となります。こちらは、単年度の予算になっておりますけれども、2年目もおおむねこういう形で進むだろうと考えております。これはベースとなる金額でございます、ソフトによってまた新たに追加される金額はあろうかと思っておりますけれども、最低限必要と思われるものはこういうふうと考えております。

説明につきましては、以上となります。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 資料を提出していただきましたので、それにしがつて質問をさせていただきます。

まず、収入のほうですけれども、クリアファイルの吉田邸グッズ売り上げ代というのが出ているわけですけれども、今回、博物館にしたのですけれども、このぐらいのものは売れるのですか。というのは、博物館にしたことによって、観光グッズと言ったら変なのですけれども、いろいろと本来ならばグッズをもっとつくって、収入のプラスにできるっていう方法論があるのではないかと思っていたのですが、博物館であることからそれが極めて限られてしまうというお話がありました。これに対して、このところはどうお考えかということをお聞かせください。

次に支出の部では、人件費を除くと書いてあります。当面、直営ということですから、大磯町の職員さん、臨時職員さんであっても、この人件費というのはかなりの金額が出ると思います。もう既に体制は見えていると思うのですけれども、この人件費、大体どのぐらいなのかお話をいただければと思います。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 よろしいですか。担当課。はい、どうぞ。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習郷土資料館・國見です。

まず初めに、販売の物品につきましては、ここでお示ししましたのは、クリアファイル。これは現在記念品として作成中のものをまた販売にも供するというのを考えております。元来、県立公園中の施設でございますので、販売行為とかにつきましても確認が必要でございますけれども、単独で作成するグッズというものだけではなくて、観光協会等の諸機関と調整して販売する物品などについては研究を進めていきたいと考えております。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 すみません、販売をどうされるかもう一度確認願います。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習郷土資料館・國見です。

販売する物品につきましては、まず、どういう物品が売れるか、売ることができるかということを確認する必要があると思います。何を売るかにつきましては、まずベースとなるのは、ここにお示ししました簡易なクリアファイルなど、または企画展などの図録ですね。それは博物館としてもともと販売しているものでございます。そのほかの吉田茂邸オリジナルの物品といったものにつきましては、どういうものが販売のために用意ができるかということを産業観光課や観光協会などと調整をしていきたいと考えております。

続いて、人件費につきましては、これは職員及び臨時職員によって運営を行っていくということを想定しております、正職員と臨時職員で4人体制ぐらいを現在想定しております。概略の積算をいたしますと、年間で1,700万ぐらいの金額であろうという想定がございました。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 ではまず、そのグッズの話はなんですけれども、変な話ですけども、吉田邸の再建が決まって、ある程度オープンの日にならわかっていて、いろいろなことがこの二、三年続いてきたと思っております。その間に調整してこなかったのでしょうか。その間に時間は十分だと思います。二、三年あったわけですから。その間に、こういったものが、最初の言葉の揚げ足をとるわけではないのですけれども、それを研究する時間というのは、既に産業観光課や観光に関する団体等と十分に時間をとることはいままでできたと思うのですけれども、これからもう既に県との調整のほうでは、ある時期にはそういう販売をこの範囲ならばしてもいいというような話し合いもできた時期があったのではないかと想定いたしますけれども、なんでこれから研究するというか、調整するという回答になってしまうのか、言葉だけをとってもあれなので、もうちょっと詳細な考え方、やっぱり、この吉田邸で大磯町の観光の発信、たしかに博物館ではございますけれども、やはり観光の発信ということにも大きな庭園文化の中核的な存在であります。町も、そして県も、そのことは十分に認識していると思います。その中で、どうしていくかという調整はすでにとれていたのではないかとと思うのですが、これからの調

整ということを聞くとどうしたものかと思っておりますけれども、どうなっているのでしょうか。

次に人件費の話ですけれど、そういうことは、いま収入と収支のバランス的には、収入収支ゼロでいっていますから、ということは、赤字の1,700万円、人件費、まあ直営でやるということでそれを赤字とっていいのかわかりませんが、やはりこれも文化事業であって公共事業であるので赤字というべきかどうかというのも私もちょっと言葉を選ばせていただきますけれども、このような形で当面の2年間はいきたいということで、町のほうではこの1,700万は将来の大磯にとって、このことは大切な投資であるということで人件費のほうはという考え方でいっているのかどうかをお聞かせください。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課、どうぞ。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習郷土資料館・國見です。

まず初めに、販売の物品につきましては、先ほど申し上げた基本となる物品についてまず販売していくということを想定しておりました。開館以後につきましては、こういったものを今後、研究していくかというようなことを考えておいた状況でございます。もう一つが県との調整でございますけれども、それにつきましては、まず建物の設置許可というものをご希望を現在許可を得ておりますけれども、この先、いま現在はまだ外構の工事中などありまして建物が仮使用という状況でございます。今後、建物の使用許可及び管理許可というものの中で実際の運営形態についても示すと、調整と言うとちょっとまだしてないようにとられてしまうということもあるかもしれませんけれども、そういった実際の運用を示していくというものでございます。

次に、人件費につきましては、御指摘のように町全体の中の吉田邸という施設でございますので、その運営のため。ただ先ほど申し上げた1,700万という数字は赤字というふうな形にはとりあえずはなると思いますが、ただそれにつきましては町全体の収支というもののなかで軽減できていくのではないかと考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 この件について最後になるのですが、私、人件費の件ではなくて、物品の件です。

博物館であるということを決めた段階で、そういう方針の段階で一番懸念していたのは、

たしかに学術的なもの、吉田さんの学術的なものがあったり、大磯町及び日本中の世界中の子どもたちの教育機関であってほしいという思いもあったので、私は博物館機能ということが、町のほうで選択してとったときには、そのことについてのみ言えば理解していました。

しかしながら、やはり問題だったのは、博物館にしてしまうと、物品と要するに、食事とか物品等いろいろな思いのあった企画が、博物館にしてしまうということはそれができないということになるのではないかということで、多くの議員がここ数年、こういった話し合いが協議会等でもたれるたびに、声を大きくして危惧していたことは既に皆さんおわかりだと思います。それが博物館ということで、今度条例に制定してしまうと、決定になってしまうわけですけれども。その前にいま運用の段階で、その辺のことがどこまで調整するかが、町が博物館であっても、町を今後、大きく皆様に知っていただく大きな中核的施設であるということの意義を考えると、そこのクリアゾーン、観光とのクリアゾーンがどんなに大切だということはもう十分にわかっていたと思うんですね。そのことで、もうここが教育委員会部門になったときも、私申し上げたのですが、教育委員会部門ではなくて、本来ならば町の政策部門か何かにしっかりとおいてやるべきだという主張もしてきました。しかしながら、学術的なことでいくということでしたけれども、そのときにしっかりと町全体をあげて、観光のことも考えながら町のアピールも考えながらやっていくのだという答弁をいただいていた。しかしながら、きょうお聞きしていると、その辺がまだ十分に、私どもというか、議会がここまで調整したんだな、ここまで博物館でもこういうことと、こういうことと、こういうことができるんだなということが、いま運用の中で確認できません。これについてはいかがなものでしょうか。しっかりとした、答弁をお願いいたします。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 副町長。

○副町長【栗原匡賢君】 まず、幾つかのお話も含めて、お話させていただきたいと思えます。まずこの吉田邸は、博物館法上のいう博物館であることは御存じだとは思いますが、これまでの検討委員会等の提言もございましてそのようにしているわけですが、もう一つの観点として、あそこは都市公園という公園、県が管理しております都市公園敷地内であり、その土地をお借りしてやるということは、基本的には考え方として営業行為はできません。したがって、町が何かを設けるとか、利潤を出すという考え方はとることをでき

ないんですね。それを踏まえますと、この先ほど出しました収支計画表も、あくまでも物件費部分について、それを補うだけの使用料で収めていきたい。ただ人件費についてはそこまでもいきませんので、人件費については、町の政策として、やはりこの吉田邸だけではなくて、オール町、オール大磯の、町入りの観光施設の一つとして、町そのものを売り出していくという、そういう考え方の中でこの人件費部分を考えていきたいということで整理をしていきたいと思っております。

それから、先ほど来、新条例をお出しさせていただいておりますが、旧条例については附則のほうで廃止するという方式をとっております。これを町としては、法律上これは新条例になりますが、議会のほうでこれを新条例ととらえるか、また改正条例ととらえるかは、議会のほうでお考えになっていただければと思っております。

それから、先ほどの質問に絡めて申し訳ないのですが、関委員からございました時間の問題ですが、時間についてはおっしゃるように、この施設を見てもらうために、なるべく広く時間をとりたいと思っておりますが、県との関係がございました。県が5時に閉園してしまうということについても、今後の調整の中で、例えば夏の明るい時間にも見せないのかという話もありますので、その辺のところ、県が許してもらえるのなら、なるべく広げるような形で調整もしたいと思っております。そういう意味で、町にとって、町民にとって非常によい施設であること、それから町外の人々にとって、大磯を知る施設であること、そういうことを踏まえて、この全体のスキームっていうのでしょうか、条例も含めたスキームを考えていきたい。

それから研修につきましてはいまいろんな意味で検討しております。生涯学習課を中心に、民間の会社等ともあたっております。どのような研修をやったら民間の会社がこの施設を使っただけなのか、休館日利用になりますが、休館日利用の中でどのような研修が組めるか。ただ研修と言っても、これまでにあるような管理者研修というレベルでございません。あくまでも吉田邸というものの意味、あそこで戦後の政治の決断をしたという、その決断の空気、その空気を吸いながら研修していただくという意味を、企業の方々やもしくは団体の方々にも考えていただいて、それなりの研修をしていただく。そういう中で、この人件費のほうも少しでも減らせるような形ができるのかどうか、これはやってみないとわからないですが、そんな取り組みも、この2年間のほうで、うちのほうでも企画をしながら、イベントになるかもしれませんが比較をしながら研究していくと、そ

うというような体制を整えます。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 いま御答弁いただきました中で、観光関係との、グッズと飲食と、いろいろと思いがございました。そういうことにつきましては、いまの御答弁ですと、公園であるということ、都市公園であるということ、博物館ということ以上に、都市公園であることの意味からできないということでしたけれども、今後はそれを補足する等のことが政策的にこの場所でもなくとも、周辺で行うとか、またはイベントのときには、そのときには何かそういう機会をつくることができるとか、そういったことの要望等が大きくあると思います。そのことについての調整等は今後していただけるのでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○生涯学習課長【佐川和裕君】 生涯学習課・佐川でございます。

御指摘のとおりです。基本的に、そういう例えば観光的な物品ですとかそういうものについては、吉田邸の中で、博物館施設でもありますけれども、その中でどういう活動をしていくか、その中にどう関連づけていくかで、多分、県のほうでも認めていただける内容だと思っております。例えば、イベントであるとか、研修であるとか、あるいはそういうものに、単発なのかあるいは継続的なのかちょっとわかりませんが、そういうものに関連づけて、その都度そういうものを中で売っていただくとか、そういうことは十分可能だと思っております。ですから、それはもう企画の有り方、そういう問題なのかなと考えております。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 議長。

○議長【吉川重雄君】 いまの答弁聞いていると、県に何度も伺いたてるとか、それだったら民間に委託する考えなんて必要ないじゃん。何でそんなこと考えているの。人件費は、要は町内の文化的な考え方だとかにいうふうなことを中心に考えているような話を言っているんだけど、税金で建ったものについて、1,700万は人件費だからいいんだというふうな考え方、それは納得できないよ。はっきり言って、そんな話は。だったら民間に委託しますって、2年後。そんなの必要ないでしょ。何のために民間に委託するの。要は運営について考えていくというふうなことですよ、2年後。企画とか催し物については、民間に

いろいろな案を考えてもらうのはいいのだけれども、いまの話しから聞くと、人件費の1,700万は赤字になってもやむを得ないんだと。都市公園だからとかね。そんなことを考えていたら、何のためにつくったの、はっきり言って。何のために全国からいろんな人の寄附を仰いだの。私だって寄附しましたよ。そんな思いで寄附しているわけじゃないんだよ、あそここの吉田邸については。その辺のところをもっとしっかり考えてもらえなかったら、いまの副町長の答弁聞いていると、2年後民間に運営する意味が全く理解できない。する必要ないんじゃない、それだったら。それで坂田委員からの質問で、何年も前に、私も役場にいるところから、その辺の吉田邸の再建について考えてきましたけども、要は教育委員会でこれをやるというふうなことになる、きょうの話の内容を聞いていても、いろんなところで疑問が出てきてしまっていますよ。僕はこんな新条例は、12月提案なんかやめて欲しいなと思っています。もっと議会の理解を得るための調査をし、説明をし、その結果として条例を提案するのは結構ですけども、きょう話を聞いていると、非常に不確かなところが多くて、これは納得できないよ。ほかの議員はどうか知りませんが、僕は議長ですから採決には直接にはかかわることはできませんけども、きょう話を聞いていると、ほんとうにその辺のところは不足だな。このままで条例提案なんかされたら、僕個人としては非常に時期尚早だと、もう少しきちっとした説明をして、議員の多くの方に御理解を賜るような、そういう御説明を特に求めていきたいというふうに思っています。それだけは、お話をしておきたいと思います。

以上です。答弁は結構です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 竹内委員。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 私もいま、やはり全部県のほうに、全部相談して、県から許可をもらわなくてはいけないというところに、非常に、ほんとに議長と同じような気持ちでございました。

それで、一つお聞きしたいのですが、この「旧吉田茂邸利活用検討委員会提言書」最初に出ているのが「旧吉田茂邸の利活用について」よりということで、この提言書の原本は出していただくことは可能なのでしょうか。ちょっとその辺が、なんか私、あまり記憶がないものですから。

○議長【吉川重雄君】 もらってるのか、ありますの話しじゃなくて、そういうことをきちっと説明するのが、当たり前じゃない。そういうところをもっとしっかりと、町側に、

教育委員会に対して言わなきゃだめだ。だから、こういう問題が起きるんだ。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 そちらの資料はありますか。どうぞ。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習課郷土資料館・國見です。

吉田邸利活用検討委員会の提言書につきましては、平成25年6月17日に答申されております。本日、机上にお示ししておりませんが町ホームページなどでは公開されておりました、ごらんいただくことは可能でございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 竹内委員。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 それでは、その提言書が私たちにも配られているということで、ちょっと私あまり記憶がなかったのです。

それでは次に、先ほど運営費の積算というものを出示していただいたんですけども、これの中に人件費は入っていないということですけども、きょうの資料の中に、郷土資料館に次の職員を置くとか、それから運営のほうで、協議会第11条というところで、「大磯町郷土資料館協議会を置く」ということになっております。この1,700万の中に、この協議会の人数とかそういうものは入っているのでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習課郷土資料館・國見です。

御質問の11条にあります協議会、これはいま現在、郷土資料館運営委員会と称している委員会で、これが名称を変えるというものでございまして、人件費の中には入ってございません。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 竹内委員。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 そうしますと、現在おいているということですね。郷土資料館のほうからということで、特に吉田邸にはこの費用は入っていないということですよ。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習課郷土資料館・國見です。

御指摘のとおり、本館の運営の費用の中に入っているということです。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 竹内委員。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 はい、わかりました。それから、これが博物館になっておりますけれども、博物館の使用では、例えばいま、方々で結婚式用の写真とかいろいろ撮るようなこともできておりますけれども、これもやはり県のほうに、一応は相談をしなければいけないということが先ほども言われておりました。柴崎委員が言われておりました、いろいろの業として行う写真撮影、この辺はどうなるのでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 はい、担当課。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習課郷土資料館・國見です。

いま御指摘のような事案につきましては、業として行う行為というような形になるかと思えます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 わかりました。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 柴崎委員。

○福祉文教常任委員会委員【柴崎 茂君】 あんまり、俺何回も言いたくないけど、業として写す写真とか写真じゃないとか、写真を撮った後、写真屋さんらしい人が来て、これは業ですか業じゃないかなんてわかんないでしょ。後でお金とるから、業だってことになるんであって、もし写真屋然とした人が来たらわかんないよ。さっき、寄附で大半成立してんだからといって、皆さんの浄財をとっているんだったら、正直言って写真撮るぐらい自由にさせてやれよって。写真とか撮られたからって、何が問題ある。中を映画で使うために何日間か休館しなきゃいけないっていうんだったら、そこそこのお金をもらわなきゃいけないかもしれないけど、そんなのどっちだっていい話じゃんか、写真撮りたいって言って、子供が写真撮っていたらどうするの。うち帰ったら、だれかに売っちゃったって言ったら。どっちだっていいよ。そういうことが寄附でとったかとらないかってことだって。

それと、これ、私、言ってこなかったけど、最近、僕すごく嫌な話聞いて、どんな話かというと、運動公園の野球場。僕は野球もやらないし、あの運動公園、酷いなどは思っていた。けども、結局、神奈川国体のとき使うんだと言って、あのとき何回も聞いたって、都市基盤整備公団に任しているからって言って、野球場もそういう高校野球ができるって言っているながら結局寸足らずで高校野球もできない。テニス場だって同じ。そのことについては、僕はすごく強く責めてこなかった。何故かと言えば、結局60億の金、最後使っちゃ

って。けども、最近聞いた嫌な話というのは、野球場を使った人の話。夜間照明つけて、フライを上げてレフトのほうに上がると、照明が目の前に入っちゃって、あんな使い勝手の悪いところはないよってという話を、名前は言ったほうがいいか、言わないほうがいいか。まあ、二宮の人から聞いたんだ。その人、野球好きで前議員だった人だよ。それで、ほんとうなのって。やっぱり世の中ってというのは、実際にそこを使ってみなきゃわからないなあって。さすがに私はずっと運動公園を反対していたけど、使い勝手がそんなに悪いなんて思いもしなかったと思って、改めて実は二、三日前の話だから驚愕したんですよね。それで、大きな矛盾を感じているのは、先ほどの副町長の話で、それじゃ、どっか場所を貸すにしても、休館日とかって。けども、休館日ってというのは、園がだって神奈川県が管理しているんでしょ。そんなこと休館日の日にできるの。運動公園を、野球場を高校野球の試合とかができますって説明していたのはずっと職員よ。最後に何でできないんだって言ったら、高校野球の規定の寸足らずで2メートルだか5メートル足りなかった。なんでそんだけやらなかったのよって。それは都市基盤整備公団に任せたから。それで、最後、つけは町民で、都市基盤整備公団で契約することオッケーですかと言って、議会もみんな認めてきて、ついぞだれも責任とらない。テニス場もそう。今度もおんなじじゃないかなって僕は思っているの。そういう意味で言ったら、猛省してもらわないと。いままでも何回も言う機会実はあったけど、これ郷土資料館のリニューアルオープンのことだなと僕は思っていたから。いま見たら、久しぶりに、ああ、そのつけ焼き刃はまずいとは思っていても、改めて一度行ったから吉田邸のことはわかっているけど、あんだけみんな回って、どっかで会議をやるような状況じゃないじゃん。休館日に貸すなんていうのは、都市公園で県が管理しているのに、じゃあ休館日の日にどうやってそこまで行くの。料金の収納だってそうでしょう。僕は博物館とかはそういうのは記念品として、博物館館内で記念品を売っていたって全然いいと思うよ。こんなの法律に違反するような話じゃ全然ないよ。記念品欲しいと思っている人たちがいるのに。けども、いま吉田邸のことを考えると、館の管理をしている管理者があって、じゃあ一体どこで売るかと言ったら、僕は副町長の言葉を聞いていると、あの吉田邸の館内じゃ売らずにあっちでやってくださいよって、県のほうで。それだって、ただで来た人が券買って吉田邸に入ろうとしたら、何でそれをどうやって、お金を払ったか払わないかの種別だって必要だよ。例えば、福島の鶴ヶ城とかなんとか行くと券が5枚くらいついていて、じゃあ入れるんだったらそのお金分払った人

みたい。全面的に入場券だってなんだって、リニューアルしなきゃいけない可能性があるでしょ。そうじゃなかったら、吉田邸入る前に料金所設けなきゃいけないのよ。具体的に、人の流れを考えてみりゃあ、こんな条例じゃ足りてないよ全然。人の流れを考えたときに。もう、こんなの言うの嫌だけど、もう1回出直しをさせてやったほうがいい。ましてや旧条例を廃止するのに附則でやって、これを今後この条例が成立したら廃止します。だってここの委員会の成り立ちは、新条例と廃止条例は、一度委員会にかけるって話になってたじゃない、約束事として。いずれにしても、いろいろ利用者に問題があるし、僕は普通の問題だけだったら町長や副町長や教育長に責任をとってもらえばいいけど、こんだけ浄財集めておいて、あっちいったこっちいったって集めておいて、それで挙句の果てにこれじゃあ示しがつかないよ、ほんとに。もうだれが反省しているの。もう本当ここだってそうだよ。最後だれも責任とらなくて済むんだから。よっぽど注意しないと、世間からばかにされるのは富山市議会と同じになっちゃうよ、ほんとに。それだけ。もうやめたほうがいいよ、会議を。日程決めてやめちゃうべえよ。こんなこといくらやっていたって、しょうがないじゃんよ。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 すいません。しっかりとしていかなければいけないという意味で、私、きょう3点聞くこと考えてきたのでいいでしょうか、委員長。こちらの運用のほうで聞かせていただきますけれども、運用のほうの2の「吉田茂邸“決断”の研修について」のところでも聞かせていただきます。そこに最後に、教育機関、企業等の研修の件とかいろいろと書いてあるのですが、企業等の話に広げないで、まずは、私は子どもたちの教育のことで、教育長もいらっしゃいますから、しっかりやっていたきたいのですが、大磯町の総合教育にしても、社会見学にしても、それから修学旅行、修学旅行は他市町から来るわけですよ。そういったことの受け入れ体制、これはできるんですかね。前に一般質問で関さんが、バスはどうやって置くんだって話になったときにも、港だなんだという答えでした。ですけれども、直面して、ほんとうに研修がきたときに、子どもたちが、一学年が入れるのでしょうか。そういった動線とか研修室の管理等を、まずは足元から考えると、そういったことがしっかりと、いま研修室の話、いまけんけんがくがく出ておりますけれども、しっかりとその辺のことの動線等はできるような形になっているのでしょうか。子どもたちが、小学校4年生以上ぐらいでしたらや

っぱり吉田邸のこと勉強していただきたい。その中でもっと小さくてもいいのかもしれない。そういった子供たちに対しての対応ができるような運用が図れるようになっているのでしょうか。それから条例のほうはあまり言いたくないのですけれども、小学生の料金ございませんよね。無料でいいという意味でいいのかということも確認させてください。書いてはない、書いてはないけどない。無料とは書いていない。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習課郷土資料館・國見です。

いくつかの事実確認を含めて、お答えさせていただきたいと思います。まず、子どもの利用の前に休館日の取り扱いですが、城山公園自体は休園日がございますので、吉田邸を利用するのに入ることは可能でございます。小学生が来たとき、まず小学生の料金につきましては無料ということで考えております。団体学習活動で、例えば一クラス単位でお見えになったときに、研修室につきましては一クラス単位での利用の人数使用は可能でございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 やはり、社会見学、総合学習ももちろんございます。もっと言ってしまえば、私は県外からも修学旅行に来ていただけるだけの学習機関というか、博物館機能を持っていることを望んでおりました。しかし、この間現場に行ったときも、大人だったら整然と対応できるのかもしれませんが、子どもたちでどうなのかなど。また、箇所の定点の説明をするにしても、大丈夫かなって思った次第です。やはりもう研修というか、まず子どもたちへの学習機関でのこととして大きな期待が寄せられている、近代史を学ぶという意味での機関としていかななものか、一クラス程度、また二クラス程度という流れで、どうやっていくつもりでいるのか、もうちょっと聞かせてください。きちんと対応していただきたいと思います。考え方、建物はもうできていますからね。この建物を直せって言ってないんですよ。あとは運用の仕方だと思うのですけれども、それも含めてどのようなことを考えてらっしゃるか。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○生涯学習課長【佐川和裕君】 生涯学習課・佐川でございます。

小学生、中学生、学校との関係については、基本的に、例えば研修であるとか、修学旅

行であるとか、遠足であるとか、基本的にはそこに当日来る前に、学校の先生との調整というのを必ず行います。したがって、例えばですけれども、修学旅行を一学年来るといようなお話の中では、事前調整、それからどういうふうにかリキュラムを組んでいくか、その中でそういうことは必ず調整します。ですから、限られた空間でありますので、それをどう利用していくのか、時間をずらして見学と、それから例えばオリエンテーションをやるとかですね。そういうことは十分に調整が可能だと考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 きちんとその辺ができるように、できるものだと思ってずっとおりましたので、その辺しっかりとやっていただきたいと思います。やはり、その後に、子供たちというのは、そのことを考えながら質問等もあるのではないかと、館の中では見るだけ見てバスに戻ってバスの中で質問会をやりましょうというやり方をするのかなと思ったり、私なりに考えてはおりますけれども、ですが、本当はあの空気感の中で、子供たちが思いを共有できるような時間を本来はとっていただきたいなと思います。何か方法論を探っていかなければいけないのではないかと、ちょっと思っております。

では、もう一つ、時間がないので聞かせていただきます。次に6ページ以降に、独自のイベントのことが書いてありまして、ここが大磯町としては、今後の本当に民間に委託する方法論の探りになっていくのではないかと思うのですけれども、この中で特に注目したいのが6番「地方創生分野」です。先ほど、副町長にも答えていただいたところの質問でもあるのですけれども、「地方創生分野」、これだけ大磯のブランドの再構築を吉田茂にかけて思っているということ、また、その他については、外国旅行者への情報発信、またそれに対する人材もつくっていくということですが、このあたりをほんとに大磯町がこれからオリンピックもあることです。またオリンピックだけでなく、海外に吉田総理の近代史、吉田総理という近代史というものをしっかりと示す中では大切なこと、それを大磯町の中では大磯ブランドも兼ね合わせてやっていくということですが、この辺、もうこれは文章上のことで、これからということなのか、町としてはこの辺についてどのようなお考えを持って進めていこうと考えているのかをお聞かせください。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○生涯学習課長【佐川和裕君】 生涯学習課・佐川でございます。

吉田邸単体で、できることはかなり限られているとっております。実際には、近いところから考えると、公園管理者との共同、あるいは公園を離れて町内の関係機関、団体、それから様々な、これは町外からも当然ですけれども、ニーズがあると思いますので、そういうこととの調整をしながらさまざまな企画をうっていくというのがいま考えられているところだと思っております。要するに、施設としては設置、公園に設置している位置づけとしてはたしかに博物館でありますけれども、それ以外にもっと広く周知をして、集客をしていく、その一番のポイントというのは、いま御指摘のあった6番の地方創生分野。これは観光にも非常にかかってきますし、それから、町づくりですとか、さまざまな部分がこの六番に集約されているんだらうと思っております。ですから、そういうさまざまな団体と調整をしながら、どんなイベントが企画がしていけるのかというところが、この一番の核だというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 核だということを課長がよく認識されていることはいまの答弁でわかりますけれども、ではどうやってやるかという方法論だと思っておりますけれども。決して教育委員会の生涯学習館の職員さんが、どうのこうのと私は言っているのではなく、やはり吉田邸が、先ほどからお話の中で、たくさんの町内外からの寄附を募ってここまでできて、大磯町と言えば吉田邸だということで多くの方が御協力してやっていただいた中でできている中で、次に、地方創生分野に対しても希望というかここにかけているものがあると思うんですね。そうすると、私は、今後、柴田参与でよろしかったでしょうか。参与も来てはいただいていると思うのですが、もう少ししっかりと、町として、郷土資料館ですから生涯学習課なのでしょうけれども、そうではなくて、町をしっかりと、なんていうのでしょうか、もうこの地方創生分野で言えば政策課ですよ。まさにほかで言えば、都市公園課、産業観光課、いろんなどころがあります。そういうところの英知を集めたプロデュースというか、しっかりとしたやり方として運用が図れていかなければならないと私は町長及び教育長もお考えだとは思いますが、それがきょうの説明の中ではちょっと響いて来ないという感想を持っております。しっかりとやっていただきたい。それからこれができたことによって、それをどう運用していくのか、まず

は直営だということは、逆に言うと町が一生懸命威信をかけてやるということです。その体制も含めて、今後どうやって実際の運用をやっていくのか、しっかりと最後に答えていただきたいと思います。（「条例のことを聞きゃいいじゃんかよ」の声あり）

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 部長。

○教育部長【岩本清嗣君】 教育部長・岩本でございます。

当初から、吉田邸の再建にあたりまして、単なる博物館として、また旧吉田茂邸を再建することだけではなくて、まちづくりの核として、また観光行政の核としてという考えはもともとございます。議員御指摘のように、具体的には再建の工事は終わりました、現在は中の展示物、調度品も含めた、その構築を郷土資料館で行っている状況であります。御指摘のように、実際にはオープンにあたって、観光行政として、またまちづくりの核としてどうしていくかということが遅れているのは事実でございます。御指摘のありました6番の地方創生分野、大磯ブランドの再構築については、町内部の町の中の観光協会、ガイドボランティア、商工会関係機関と、具体的にどうしていくかということを、まだ実際には正直なところ具体的には調整しておりません。春先には一回、調整会議を行いましたけれども、この条例の提案とあわせて早急にしなければならないことと考えておりますので、町全体のまちづくりのために、当然郷土資料館、教育委員会だけで行うものではありませんので、各担当課、また、町内部の関係機関と調整会議を早急に行いまして、それは進めていきたいと考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 坂田委員。

○福祉文教常任委員会委員【坂田よう子君】 いま御答弁いただきました。今後この条例がどういう形で議会運営委員会にかけられていく段階までいくのかどうか、私いまわかりませんが、この条例を町が出してくるにあたっては、きょうの運用だけを聞かせていただいても、かなり疑問点、また要望点、たくさん出てきたことは事実だと思います。条例をつくるにあたっては、文章の確かに法律的な言葉の精査も必要だと思いますけれども、そこに運用とか今後の計画とか、実績を上げる方針がどうなっているのかということが読み取れるような条例でなければ、大磯町議会が、いましっかりと吉田邸にはたくさんの方たちの力というか思いが入っていますので、それは大磯町議会としても責任を持って審議していかなければならないと思っております。きょうは運用ということでいくつか聞

かせていただきまして、条例は今度どういう形かで議運に出てくると思いますけれども、それまでにはしっかりとその辺を固めていただきたいと思います。そして最後に申し上げますけれども、私はほんとに郷土資料館の条例が、新規条例として、それは吉田茂邸がここに入ってくるからこそ新規条例として必要なのだということを、町がほんとにお考えであるならば、趣旨のところ、前文でもいいと思います。しっかりとその思いを、もう少し、趣旨前文、または目的等の文章の中で、そこのところが、大磯町がこういう思いの中で吉田茂邸に対してやって来てくださった皆さんへの感謝、そしてこれからの思いみたいなものがもう少し読み取れる文章でないと。ここだけ、いま三行の文章を読ましていただくと、申しわけございませんけれども、本当に一部改正でよかったのではないかと感じてしまう気がいたします。新規条例でしっかりとそこを打ち出したいということであれば、吉田茂邸再建に伴う思いとか、これからの町の発展の考え方とか、そういうものが前文のような形ででも必要ではないかと思っております。これは要望とさせていただきます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 関委員。

○福祉文教常任委員会委員【関 威國君】 この間、吉田邸ができて見学に行ったんですが、昔、ダイニングルームとサンルーム、温室がつながっていたのですが、あそこの平面図を見ると現状保存ということになっていますよね。やっぱりこれはこれなりに活用すべきだと思うのですが、利活用検討委員会で温室はどうしようかとか、そういう提案はあったんですか。もっとこれを有効に、ここの場所を休憩室だとか、コーヒーが飲めるとか、水分補給というような場所に活用できるんじゃないかと思うのですが、温室のこれからの活用はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 担当課。

○生涯学習課郷土資料館長【國見 徹君】 生涯学習課郷土資料館・國見です。

温室につきましては、再建の吉田茂邸の部分に含まれておりませんが、これは神奈川県の方で管理をしておりますが、建物自体は建築基準法上建物としての存在ができないということでございまして、構造物として保存する。いま現在は、まだ荒れた状態ですが、今後、県の方で中の整備を進めるということでございます。ただ建物としての使用ができないので、中での活用というのができないという状況でございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 町長。

○町長【中崎久雄君】 たくさんの御意見を吉田邸の本日の新条例についていただきました。説明が非常に不十分であったという御指摘であります。まず、条例についてお考えいただき、坂田副議長のお話であります。旧吉田茂邸の運用についての御意見が非常に多ございました。運用につきましては規則等で町はしっかりとしたものを持っており、きょう、その説明、皆さんからの御質問の中で逐次答弁していつているわけで。なかなかインパクトのある説明がないから不安を与えたと思います。また、吉田邸という非常に特殊な建物の再建にあたりまして、子どもたちがきたとき、一つ一つ答えていくわけにはいきませんが、どうするか。これは将来の子どもたちにとって非常に大事なことです。また、グローバルな御寄附をいただいた中で、どういうふうに町はやっていくか、大きな命題でもあります。そういう方々の意思を大事にしていくときに、有料にするか無料にするか、そういう御意見もいただきましたが、多くの事例を参考にしまして、教育委員会が今日条例としてこれをお示ししたわけです。議員方の御意見はもっともだと思いますが、来年の4月1日に吉田邸の一般公開ということが決まっておることは御存じだと思います。それから先の運用につきましては、残された時間ではあります。柴田参与ともいろいろきょう皆さんの御質問でお答えできない面がありました。またそういう機会の説明をせよということをしていただければ、安心していただけるような形というものをつくっていつております。きょうの説明だけでは、当然にそういうお話があったことはうべなるかなと思いますけれども、もう少し協力をした形でやっていく。どういうふうになっているか、皆さんが必要な資料もお出しすることができますので、ぜひともお考えいただきたいと、そのように思います。たくさんの御意見いただきまして、ありがとうございました。

○福祉文教常任委員会委員長【二宮加寿子君】 ほかの委員さんいかがですか。質疑を終了いたします。

委員からさまざまな御意見が出されました。町としても内容の検討のほど、よろしくお願ひいたします。議案として、今回提案される取扱に関しまして、議会運営委員会で決定させていただくことにしたいと思います。

これをもちまして、福祉文教常任委員会協議会を閉会といたします。本日は御苦労さまでした。

(午前 11時40分) 閉会

